

WORLD
ECONOMIC
FORUM

COMMITTED TO
IMPROVING THE STATE
OF THE WORLD

デジタルマーケットプレイス オープン・タスクフォース提言案

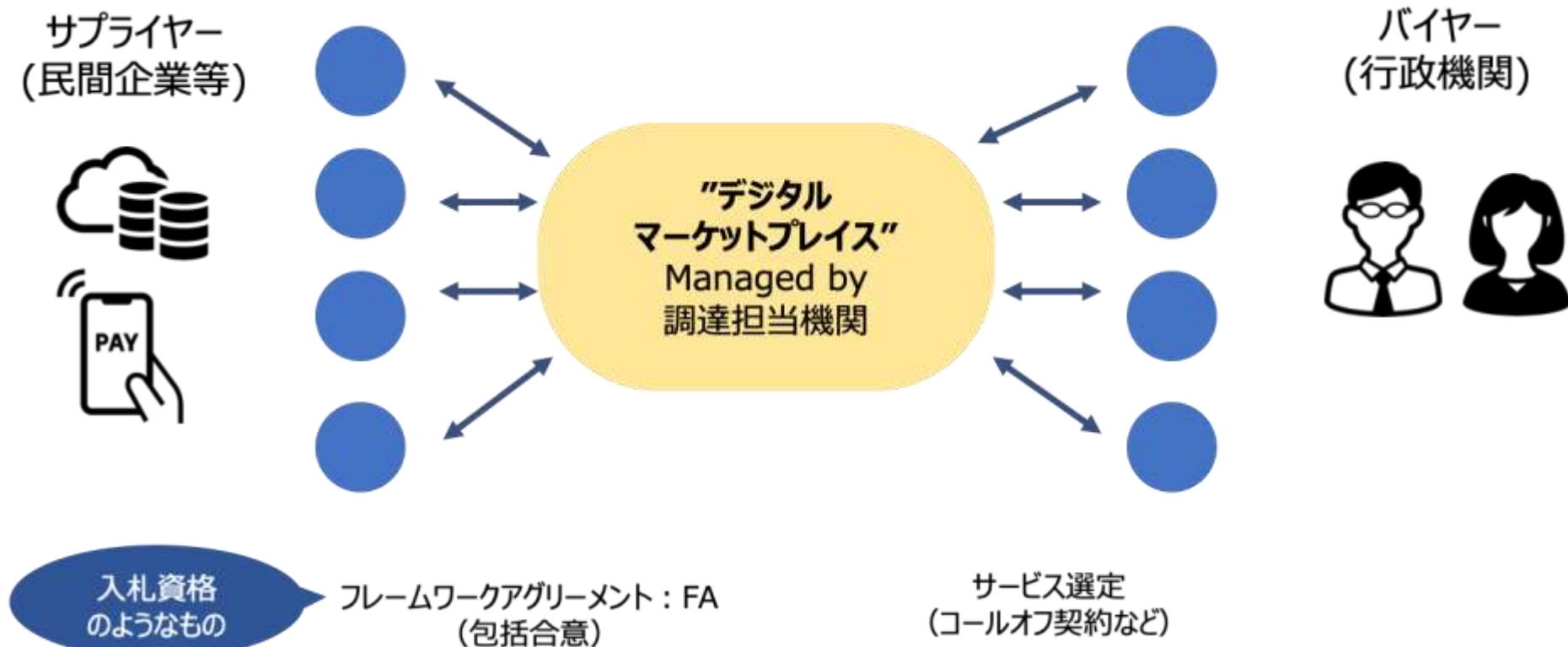
World Economic Forum
Centre for the Fourth Industrial Revolution Japan
Agile Governance Project

目次

- **DMP概要**
- **DMPオープン・タスクフォースについて**
- **提言案**
 - 1) アウトカム
 - 2) DMPでの調達対象と調達主体
 - 3) DMPの利用プロセス
 - 4) 登録項目
 - 5) DMPのUI/UX
 - 6) 運用体制・利用拡大策
 - 7) 今後の進め方
- 付録：参加者の声

DMP概要：透明かつ迅速な調達を実現できる仕組み

- 多様なベンダーがサービスをカタログサイトに登録し、様々な行政機関がその中から要件にもとづいて検索・選定することで簡易的に調達できる仕組みを「デジタル・マーケットプレイス」と呼ぶ。
- ベンダーがサービスを登録する際に最低限満たすべき**基本契約**を「**フレームワーク・アグリーメント（FA）**」と呼び、行政機関はFA登録を行なった事業者と個別契約を結びサービスを調達する。



英国デジタルマーケットプレイスの導入インパクト

- 2014年に17億ポンド（2千億円以上）のIT予算を節減 を実現(2009年比)
- 複雑な入札手続などの参入障壁が解消され、中小・ベンチャー等、より多くのサプライヤーが公共調達に参加すること可能になった。*
- 8割のIT調達が大手18社（2009年）で占められていた状態から、取引額割合で大企業5割、中小企業4割（2021年）の状態に是正。



登録ベンダーの
9割以上が中小企業

* 引用: CIO政府ポータル https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/210804_01_doc02.pdf

**タスクフォースでの
検討範囲****日本に導入する際の論点****制度**

- フレームワークアグリーメントの整理
- その他、横串で共通化すべきルール

オンラインPF

- 目指すべきアウトカム
- 想定利用主体
- 扱うサービス対象
- ユーザーの利用プロセス（売り手、買い手）
- サービスの登録項目
- 必要機能

運用

- 運用体制
- 利用拡大策（利用ガイドライン、コミュニティ、トレーニングなど）
- 導入ロードマップ

デジタルマーケットプレイス実装のためのオープン・タスクフォース

事務局：世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター（C4IRJ）

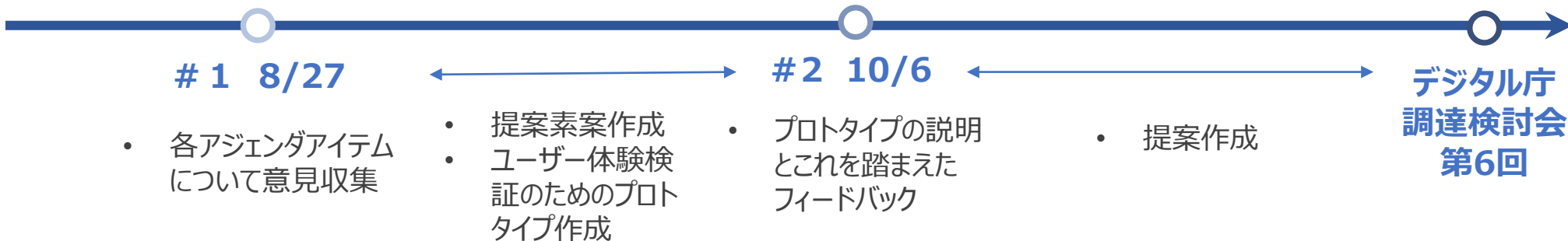
趣旨：デジタルマーケットプレイスの実装に必要な諸論点について、有識者や関係者とともにディスカッションし、提言を整理

調達改革検討会との関係：本タスクフォースはC4IRJ主催の取り組み。取りまとめ内容は、**タスクフォース参加者有志での検討結果という形でデジタル庁調達改革検討会に提出をする**

開催形式：リアル＋オンラインで実施。参加者のほかにオブザーバーも募集

参加者：中央官庁、地方自治体、日系大手ベンダー、外資クラウドベンダー、中小ベンダー、スタートアップ、弁護士、コンサルティングファーム、デザインファーム 等

スケジュール：



1) DMPを通じて目指すアウトカム

DMPで目指すべきアウトカム

① 調達期間の短縮(調達プロセスの簡素化)

：行政、事業者双方の調達期間が短縮され、利便性高くSaaSが調達できる状況を実現する

② サービス調達先の多様化 (中小・スタートアップの参入を増やす)

：行政機関も自治体、外郭団体も含めた利用が可能となり、スタートアップも幅広く参入できる状況を目指す

③ 適正な価格での調達(ベンダーとのマッチングの最適化)

：調達先が多様になった結果、適切な価格での調達を可能にする

※各アクターの調達に要する期間の短縮、DMPの掲載サービス数、活用実績、調達額の減少を定量的、定性的に評価できるようにする

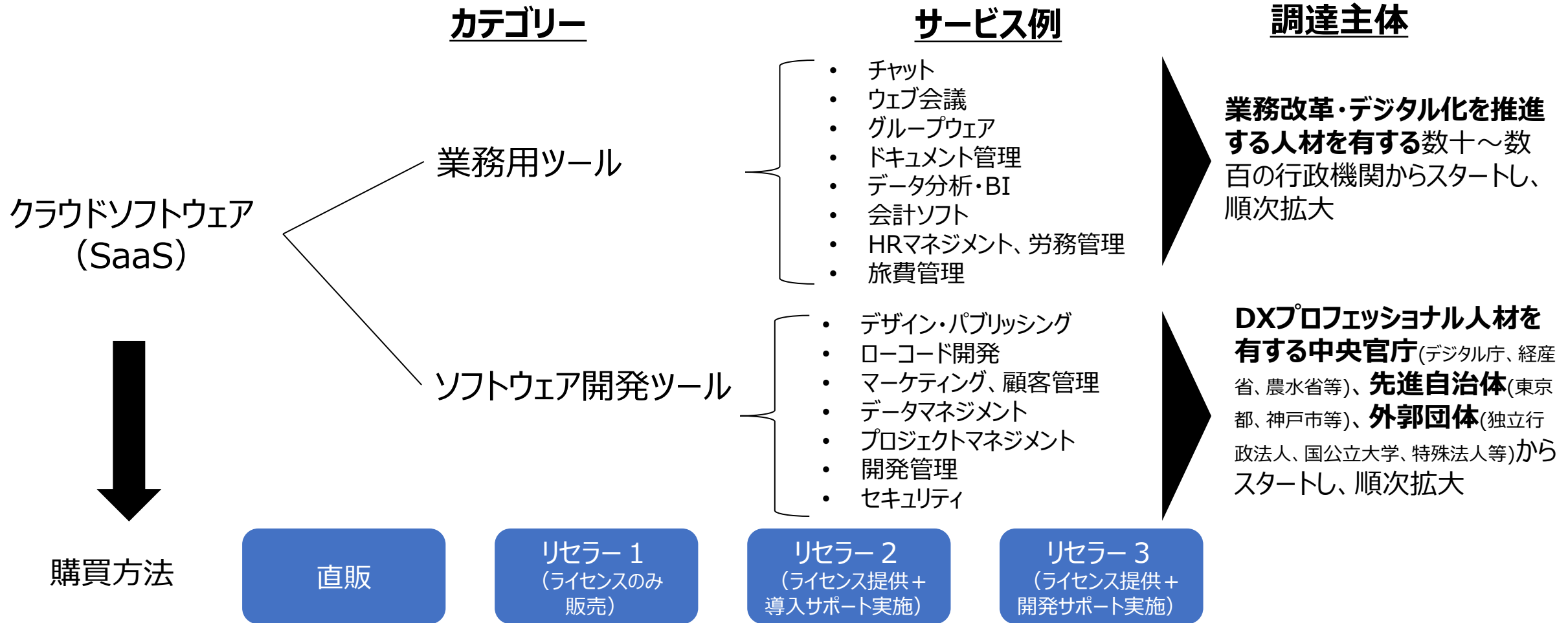
2) DMPでの調達対象と調達主体

デジタルマーケットプレイスでの調達対象

- 英国においては以下のIT調達のカテゴリ全てにデジタルマーケットプレイスが対応している
- 一方日本においてはIaaS、PaaSについてはガバメントクラウドの取組が進むほか、受託開発におけるマーケットプレイスの整備は難易度が高いことから、まずは**SaaS及びその導入支援を行うリセラーに関する調達をDMPの対象として検討**
- 新規参入が期待されるベンチャーのビジネスモデルもクラウドソフトウェアが多い

	英国	日本（案）
クラウドソフトウェア（SaaS）	G-Cloudフレームワークで 調達可能	日本版DMPでの 最初の調達対象に
クラウドサポート （導入支援）		
クラウドホスティング （IaaS, PaaS）		ガバメントクラウド
受託開発・運用・ユーザーリサーチ等	Digital Outcome & Specialistsフレームワーク	一般競争入札等による調達

デジタルマーケットプレイスでの調達対象（詳細）と調達主体



※ 行政に対して価格を公開可能な事業者のみを対象にしてはどうか。

※ LGWAN接続への対応のために、行政、SaaSベンダー双方に大きなコストと手間がかかることから、今後はインターネット環境をデフォルトにシステムを構築する必要があるとの思想に立ち、LGWAN接続を前提としたSaaSはDMP掲載の対象外としてはどうか。

3) DMPの利用プロセス

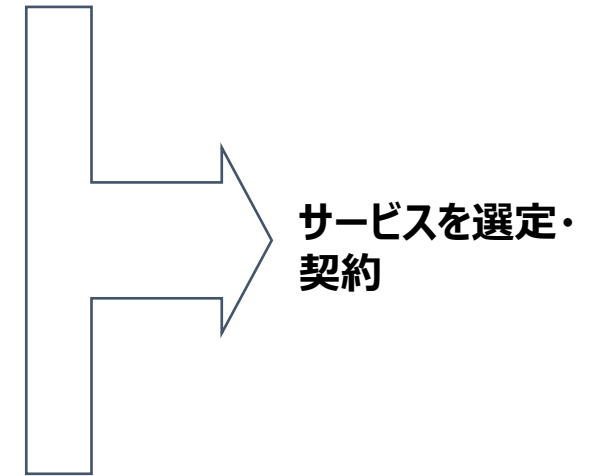
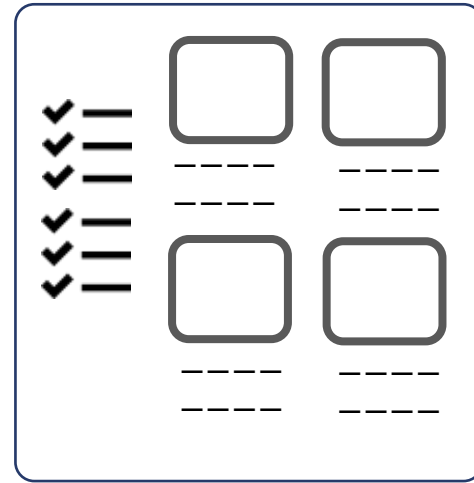
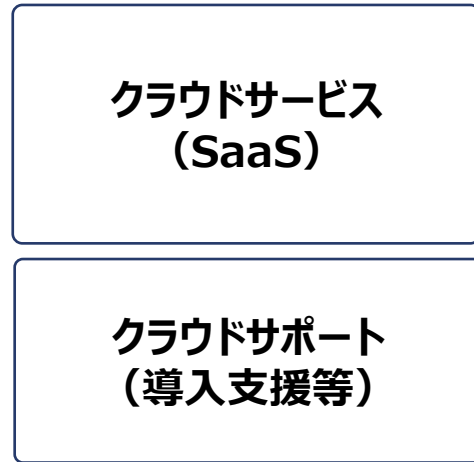
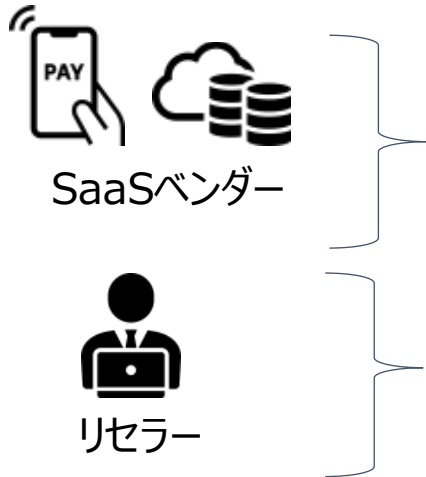
DMPの利用プロセス

事業者・サービスを募集

デジタル庁と事業者間で
フレームワーク合意（基本契約）
を締結、ウェブサイトに掲載。

ウェブ上で仕様・契約約款・
価格表含むサービス情報が
一般公開。行政機関が検索。

各行政機関が、検索結果から
サービスを選定・契約
（個別契約）



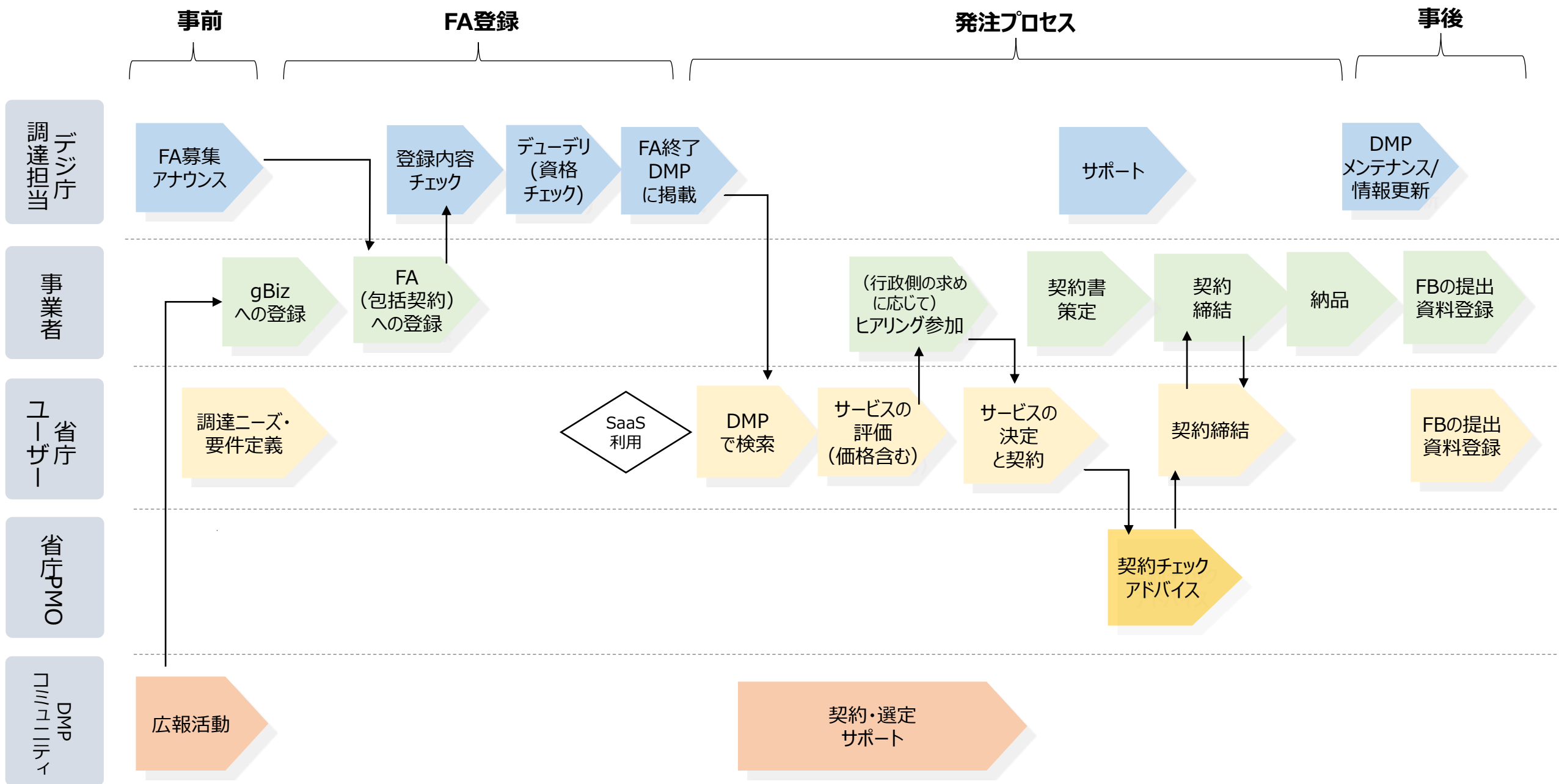
各行政機関がサービスを
リスト化する必要なく、
事業者リストが標準化される

企業は一度の登録で複数の
行政機関へのアクセスを獲得

サービス仕様と価格
両方をサイト上で比較して
妥当なものを選択する
ことが可能

検索結果をエビデンス
として残すことで行政機関は
簡易的に調達可能

DMP利用プロセス



DMP利用プロセスと留意点（デジタル庁調達担当）



デジタル庁
調達担当者

FAの設計

- FAで「契約額の算定は企業の提出する価格表に従う。」と記載し、**値下げに限り価格表を更新可能**。(値上げは、FA更新のタイミングでのみ可とする。)

※ FAの内容は、必要最低限の柔軟な内容とする

FA募集 アナウンス

- FAの登録タイミングは英国同様、**年に1度、一定の期間**を設ける
※登録時期は事務負担の兼ね合いもあるので、年に一度からスタートし、**今後必要に応じてタイミングを増やすことも検討**する

デューデリ (資格チェック)

- ベンダー、リセラーの**実在確認についてはGビスIDを利用**
- 反社会勢力等のバックグラウンドチェックは**事業者**に宣誓させ、**厳密なチェックは行わない**

登録内容 チェック

- 登録情報で、仕様はどこまで変更の可能性があるのか、**変更する場合の事前通知の有無や期間などについての記載を求め**る

FA募集終了 /DMP に掲載

DMP利用プロセスと留意点（事業者）



- ・SaaSベンダー
- ・リセラー

DMPサイトでの ユーザーアカウント 作成

- ・ DMPの登録者はSaaSベンダーとリセラー
- ・ ベンダー、リセラーの
実在確認についてはGビズIDを利用
- ・ **調達資格を保有していなくても登録できる**（FA締結を前提としてるため）

サービス 情報の 登録

- ・ SaaS事業者が自身のデータとサービスの情報を登録した後、**リセラーがそれらの情報と紐付ける形で、リセラー情報を登録**

行政側によるフ レームワーク合意 の確認

- ・ 審査状況のステータスは事業者側も見れるようにする

掲載情報 の更新

- ・ **掲載情報の更新は、FA更新時期に限らず、任意に行うことを可能とし、変更日を記録すること**で行政側が参照できる状態を担保する

サービス 契約

- ・ 事業者は、どの行政機関が自社のサービスを利用したのか、契約後、実績について登録する

DMP利用プロセスと留意点（行政ユーザー）



行政機関
ユーザー
(Buyers)

調達ニーズ・
要件定義

SaaS
利用

DMP
で検索

サービスの
評価
(価格含む)

サービスの
決定
と契約

契約締結

FBの提出
資料登録

・ システムの目的や、機能の整理をした後に、**まずはそれを実現できるSaaSサービスがないか検討する**

※ ニーズに対応するSaaSがない場合のみ独自開発を検討。

・ **検索結果をエビデンスとして残す**（DMPのサイトで検索・比較したことを持って競争性を担保するため）修正・改ざんは禁止

※ DMP上でサービスの検索・比較を開始した日を、**比較基準日を登録する**

・ 検索により絞られたサービス・リセラーに対してヒアリングを行い、一社に決定する

※ **両者とも、比較基準日の価格から交渉を行わないこととする**

・ 行政機関は、サービス情報のアップデートがあることに同意した上で調達する

・ 中央省庁・自治体は契約内容を確認のうえ随意契約。

※ **事業者が反社でないことや納税していることなどはDMP掲載時に宣誓**

・ DMP利用・取引に対する評価を行う

・ 調達支援管理システムとの連携も検討（調達記録の一元管理）

DMP利用評価項目：

- | | |
|------------------------------|------------------------------------|
| 1) DMP利用満足度（他の行政機関に勧めたいか など） | 8) 第一請求日 |
| 2) DMPのUI・UXに関するFB | 9) 契約期間 |
| 3) サービスに関する主観的なFB | 10) 契約金額 |
| 4) 複数社へのヒアリングが開始された日時 | 11) 契約サービス名 |
| 5) 1社に絞り込んだ日時 | 12) 契約詳細（アカウント数等） |
| 6) 契約締結日 | 13) 顧客ベネフィット情報：比較対象となる金額、契約期間の差異など |
| 7) 契約開始日 | |

4) DMPの登録項目

サービス登録項目

フレームワークアグリーメントに申請する上で各事業者は以下の書類を提出する

- **価格は、値下げに限り価格表を随時更新可能。**※比較基準日からの変更は認めない。値上げはFA更新のタイミングでのみ可とする
- **リセラーによるセットアップ等の利用支援、ローコード・ノーコードの開発支援等**についても、メニューの詳細を明らかにし、**価格表が設定されているもののみ登録対象**とする。
- 価格テーブルの詳細は、**行政側のみが閲覧可能**とする
- 利用規約は基本的にはこれを各行政機関で読んだ上で導入を判断することとし、**デジタル庁がチェックすることはしない**
※チェックの期間のロスや、SaaSの場合、チェックして不備があった場合に変更を受け入れられるビジネスモデルではないため

① 価格表

- 単位コスト
- ボリュームディスカウント
- データ引出しコスト
- 何が価格に含まれていないか
- 追加サービスに関するコスト

② サービス定義表

- サービス概要
- データのバックアップ・回復に関するレベル
- 利用開始・終了のサポート
- パフォーマンス、可用性、サポート時間などのサービスレベル
- アフターセールスサポート
- 技術的な要件
- メンテナンス管理
- ホスティングの選択肢、場所
- データアクセス
- セキュリティ

③ 利用規約

- フレームワーク合意が有効な期間においてこれを変更してはならない。

登録項目 (サプライヤー + SaaSサービス)

※スタートアップでもエントリー可能な登録要件を基準として検討する
入力項目は選択式など工数削減できる仕様とする

① サプライヤー (事業者情報)

- 会社基本情報
 - ・ 法人番号 (g)
 - ・ 法人名/屋号 (g)
 - ・ 住所 (g)
 - ・ 代表者名 (g)
 - ・ 代表者名フリガナ (g)
 - ・ 都道府県 (g)
 - ・ 市区町村+番地 (g)
 - ・ ビル名等 (g)
- 担当者情報 (問い合わせ/見積依頼など)
 - ・ 担当者氏名
 - ・ 担当者氏名フリガナ
 - ・ 連絡先郵便番号 (g)
 - ・ 会社部署名/部署名 (g)
 - ・ SMS 受信用電話番号 (g)
 - ・ 連絡先電話番号 (g)
 - ・ アカウント ID (メールアドレス)
 - ・ パスワード
- 財務情報
- サポート体制
 - ・ ユーザーサポート (電話、メール、オンライン等)
 - ・ オンボーディング (動画、マニュアル、無)
 - ・ オフボーディング (動画、マニュアル、データ出力、無)
- 会社の安全性 (PMS認証など)
- 開発体制 (開発拠点、委託先など)
- パートナリシッププログラム (認定制度など)
- 導入実績
- 契約先 (直販、代理店販売、その他など)

(g) = gBizIDと連携

② SaaSサービス

- 基本項目
 - ・ サービスID (自動附番: 法人番号 + * * 桁)
 - ・ サービス名
 - ・ サービス概要 (特徴、機能、概要 (セールスポイント))
 - ・ 動作環境 (OS、必要スペックなど)
 - ・ 紹介動画
 - ・ 提案書
 - ・ 問い合わせ先
 - ・ 問い合わせ方法 (WEB、チャット、メールなど)
 - ・ ベネフィット (どのような問題を解決できるのか)
 - ・ サービス範囲 (カスタマイズの可否)
 - ・ クラウドの種類
 - ・ 初年度契約方法 (サプライヤー、リセラー、両方)
 - ・ 更新手続き方法 (サプライヤー、リセラー、両方)
 - ・ サービスの提供形式 (管理者/利用者→アプリ/ブラウザ)
- 検索用カテゴリ (文書管理/入退出管理/翻訳/文字起こしなど)
- ライセンス提供形態
- API
- 運用
 - ・ 運用開始後のスケーリング(ライセンスUP/Down)可否
 - ・ カスタマイゼーション可否
- データポータビリティ
 - ・ データインポート方法
 - ・ データアウトプット方法
- セキュリティ認証 (取得済み認証規格、予定など)
- 他のセキュリティ要素 (開発元、保管場所、通信方法など)
- 付属する提供文章 (マニュアル、仕様書、約款、規約など)
- 無料トライアルの有無
- 価格 (標準価格/特別価格 (非表示))

③ 有料追加機能

- 基本項目
 - ・ サービスID
(自動附番: SaaSID + * * 桁)
- 以下②と同一項目を前提として検討

登録項目 (リセラー情報 + 提供サービス)

①リセラー (事業者情報)

- 会社基本情報
 - ・ 法人番号 (g)
 - ・ 法人名/屋号 (g)
 - ・ 住所 (g)
 - ・ 代表者名 (g)
 - ・ 代表者名フリガナ (g)
 - ・ 都道府県 (g)
 - ・ 市区町村 + 番地 (g)
 - ・ ビル名等 (g)
- 担当者情報
 - ・ 担当者氏名
 - ・ 担当者氏名フリガナ
 - ・ 連絡先郵便番号 (g)
 - ・ 会社部署名/部署名 (g)
 - ・ SMS 受信用電話番号 (g)
 - ・ 連絡先電話番号 (g)
 - ・ アカウント ID (メールアドレス)
 - ・ パスワード
- 財務情報
- 企業の安全性 (PMSなど)
- 開発体制 (開発拠点、委託先など)
- 導入実績
- カスタマイズ開発体制
- 支援体制 (導入時/導入後)

(g) = gBizIDと連携

②リセラー提供サービス

- 対象サプライヤー
 - ・ サプライヤー法人番号
 - ※対象外のSaaSサービスがあれば指定する
 - ・ サプライヤー登録済みのSaaSサービスより選択
- パートナーシッププログラム (取得済みの認定制度など)
- 導入前支援メニュー
 - ・ デモ対応 (訪問、オンライン)
 - ・ フィットアンドギャップ分析
 - ・ 業務分析
- 導入後のサービスメニュー
 - ・ 導入支援 (メニュー、価格など)
 - ・ 運用支援 (メニュー、価格など)
- 保守メニュー
 - ・ 電話
 - ・ チャット (ボット)
 - ・ オンサイト
 - ・ リモート
- 移行支援メニュー
 - ・ データ移行 (契約終了時)
- 利用上の安全性 (NDAの有無など)
- 無償サービスメニュー (サプライヤーの代行しているもの)

5) DMPのUI/UX検討時の留意点

プロトタイプを用いた議論

DMPのUI/UXを検討するにあたり、2社のオープン・タスクフォース参加企業にプロトタイプ作成のご協力をいただいた

S社作成



M社作成



- 調達要件で絞り込んでいき、その過程を残すという調達の競争性・透明性のためのUIと、検索のしやすさという探索性を向上するためのUIは方向性が異なる
- 今回は基本指針として、調達の**競争性・透明性担保**のための機能は初期から実装し、**検索性・探索性向上**や**ユーザー負担軽減**の機能は可能な範囲で実装するとともに、民間サービスでの実現も促していくべき。

複数のサービスを機能等で絞り込み、最終的に調達するサービスまで辿り着く過程をエビデンスとして残せるようにする

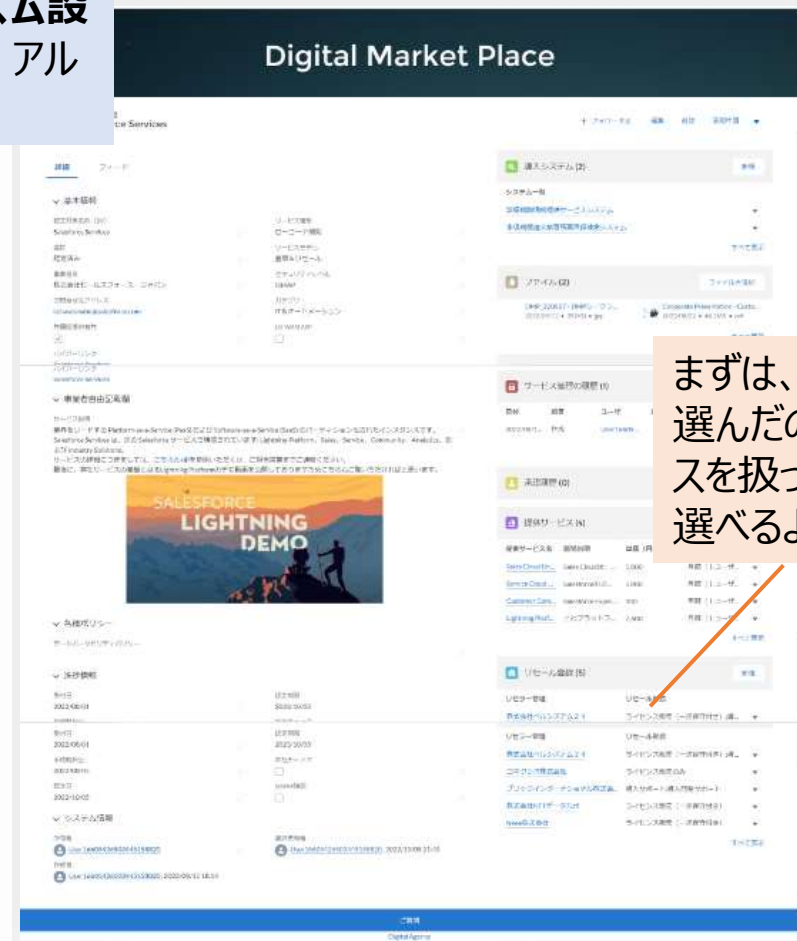
サービスのリストの順番も、特定のサービスに有利にならないよう、表示のアルゴリズム設計を工夫する（ランダム、アルファベット順等）

SaaSは大きく業務ツールとサービス開発ツールに分類されるが、利用目的に応じてタグづけするとともに、機能要件、非機能要件で検索可能な形にする
詳細は「サービスの検索項目」を参照

まずは、SaaSサービスを選んだのちに、そのサービスを取っているリセラーを選ぶようにする



S社作成



S社作成



新たな価値を生み出すスタートアップのサービスの場合、**既存の機能分類に当てはまらない場合も多い**ため、**タグ検索機能を実装**する等、斬新なサービスの調達を支援するUI/UXを構築するべきではないか

価格は行政機関側のみに公開される

説明動画や画像でサービスを紹介する機能や、リリースノートが容易に確認できる機能を導入する

検索で絞り込んだ後に、サービス提供者からの直接ヒアリングを可能とする（連絡先の掲載）



	負担軽減		検索性・探索性
--	------	--	---------

反社チェック済	済
カスタマーサポート	24時間サポート
セキュリティ	
利用しているクラウド	AWS
主なソフトウェア	PHP, mysql, redis, apache, linux
計画メンテナンス	1ヶ月前に告知。
緊急メンテナンス	システムリソース不足、ソフトウェア不具合、通信回線障害による停止。
サービス稼働率	実績値：99.999%(2021/1/1-2021/12/31)
死活監視	サーバ、ストレージ、ネットワーク機器、アプリケーションを継続監視。サービス状態を機械監視。異常時は即時オペレータへ通知され、24H365D対応。サーバ、ストレージのリソース監視間隔：1分。アプリケーションの応答の監視間隔：5分。サービスの応答の監視間隔：5分。
障害監視	アプリケーションのサービス状態を機械監視。異常時は即時オペレータへ通知され、24H365D対応。サーバ、ストレージのリソース監視間隔：1分。アプリケーションの応答の監視間隔：5分。サービスの応答の監視間隔：5分。
障害発生時の利用者への連絡	2時間以内を目安に通知。
脆弱性診断	有り。NTP
ウィルスチェック	有り。サーバにウィルス検知ソフトをインストールして自動更新。日毎で定義ファイルの更新をチェック。
セキュリティパッチ	深刻な影響があるものはリリースから24時間以内を目安に適用。
監査記録	有り。重要な操作についてはシステムログに記録し、管理画面から閲覧可能。
不正侵入の防止	ファイヤーウォールを設置
不正侵入の検知	有り。IPSを冗長化して設置。不正な通信をブロックしている。
ネットワーク監視	監視対象外（責任範囲外のインターネット回線のため）
冗長化機能	有り
利用者認証管理	有り (ID、パスワード、ランタイムパスワード)
事業者認証管理	有り
事業者間のなりすまし対策	有り。第三者によるサーバ証明書を取得し、SSL/TLS通信で利用
その他のセキュリティ対策	保守作業用端末に個人情報データベースが作成されていないかなどをモニタリング。保守運用の操作を記録したログの取得
取扱個人情報	氏名、メールアドレス
脆弱性診断の内容	専用セキュリティソフトを利用した脆弱性診断を実施
バックアップ	毎日1回データベースをバックアップ。7世代保管。
冗長構成	同一リージョンで同一のシステムを複数稼働。一方のリージョンに障害が発生した場合は片側で継続動作。
データセンター	
建物形態	データセンター専用建物
所在地	関東
耐震強度構造	建築基準法に基づく耐震構造（重要度係数：1.25）
給電ルート	否（同一の事業者からスポットネットワーク方式）

M社作成

セキュリティに関する項目は必須とし、**セキュリティ要件を満たしているかの確認がDMP上で完結できるようにする**

必要な情報の登録、更新においては、行政側のバックオフィス連携でできる部分は自動化する、**一度入力した情報の再入力は求めない、紙での手続きは無くす等、登録を極力簡素化する工夫が必要**

事業者の入力項目は**必須項目、任意項目を分け、負担を軽減する**

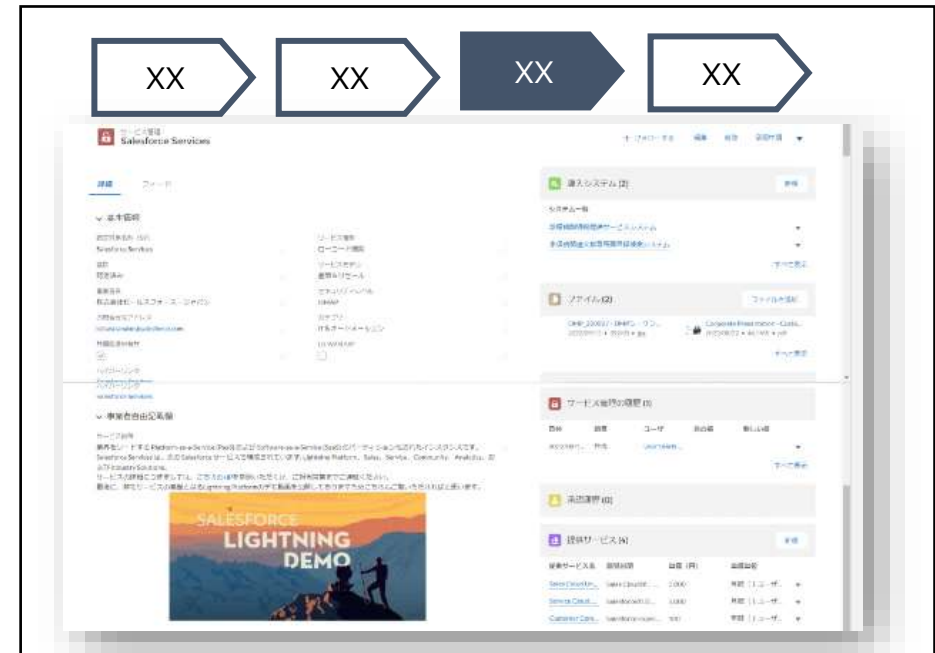


関心を有する行政機関を把握するために、行政機関から自社サイトへのアクセスレポートがあると良いのではないか

- 全体プロセスのどこに位置しているか、行政、事業者共にわかりやすいUI/UXにする
- 審査状況のステータスは事業者側も見れるようにする



M社作成



負担軽減

競争性・公平性

サービスの検索項目（SaaSサービス）

SaaSサービスを検索する際は、以下の項目で検索できるようにする→ベンダーによる登録項目と対応している必要あり。

利用目的の選択

業務ツール

- チャット
- ウェブ会議
- グループウェア
- ドキュメント管理
- データ分析・BI
- 会計ソフト
- HRマネジメント、労務管理
- 旅費管理

ソフトウェア開発サービス

- デザイン・パブリッシング
- ローコード開発
- マーケティング、顧客管理
- データマネジメント
- プロジェクトマネジメント
- 開発管理
- セキュリティ

機能要件・非機能要件の選択

- クラウドの種類（パブリック、プライベート、ハイブリッド）
- データセンターの設置場所（国内、海外）
- 接続可能なネットワーク（インターネットのみ、政府共通ネットワーク）
- セキュリティ認証（ISMAP、ISO 等）
- ユーザーサポート（電話、メール、チャット等）
- 利用者認証レベル（ユーザー、管理者）
- 価格（教育機関向け割引、無償トライアルの有無）
- パッケージサービス or カスタマイズサービス

リセラーの選択

- 直販
- ライセンスの販売のみ
- ライセンス販売 + サポート

DMPの運用体制・利用拡大策

運用体制・利用拡大策（デジタル庁調達担当者）

制度運用



デジタル庁
調達担当者

FAの
募集・
審査

- **FAの設計、登録の受付はデジタル庁が行う**
- DMPの管理・運用（FAの審査、情報のアップデートなど）はデジタル庁が主管するが、サービス拡大を踏まえ必要に応じて**委託業者に委託**も検討する
- デジタル庁の中に米国GSA、英国CCSのように**IT調達を担当する部隊の設置、もしくは独法等への運用**の移管を中長期的には検討する

サポート
DMPガイド
作成・更新

- DMPで調達する際に検索をやすくするため、**検索項目に対応した調達仕様整理シート**を作成・提供
- **行政職員向けの利用ガイド**を用意する ※サービスの選択方法、契約方法、PMO/PJMOが個別契約をチェックする際のガイドラインの用意、スタートアップの適切な評価手法、トレーニング動画の作成など
- **ベンダー向けの利用ガイド**の用意する ※サービス・価格の登録方法、変更方法、行政とのコミュニケーション方法等

利用実績
公開

- **各省庁における利用実績を公開**する。利用していない行政機関に対しヒアリングや使い方の指導などを行う
- **DMPの関連数字ダッシュボードの用意**。各行政機関別に、DMPからどれだけ調達したかの合計金額が表示される機能。年間の調達額と内訳（どのベンダー、中小企業の割合など）が見える化するダッシュボードを設置する
- DMPで集めた**サービス情報をオープンAPIで提供**することで民間事業者も活用できる環境を構築する

運用体制・利用拡大策（行政機関PMO/DMPコミュニティ）

サービス利用



行政機関
PMO

契約チェック
アドバイス

- 中央省庁、地方自治体ともに、**ITリテラシーが高い組織・人が決裁権をもってDMPを通じた調達の妥当性を判断する体制を構築する**
※PMO, PJMOのどちらが担当するか含め、各省庁で判断する（PJMO, PMOの定義は標準ガイドラインP15、16を参照）

利用拡大



DMP
コミュニティ

（官民で構成）

広報活動

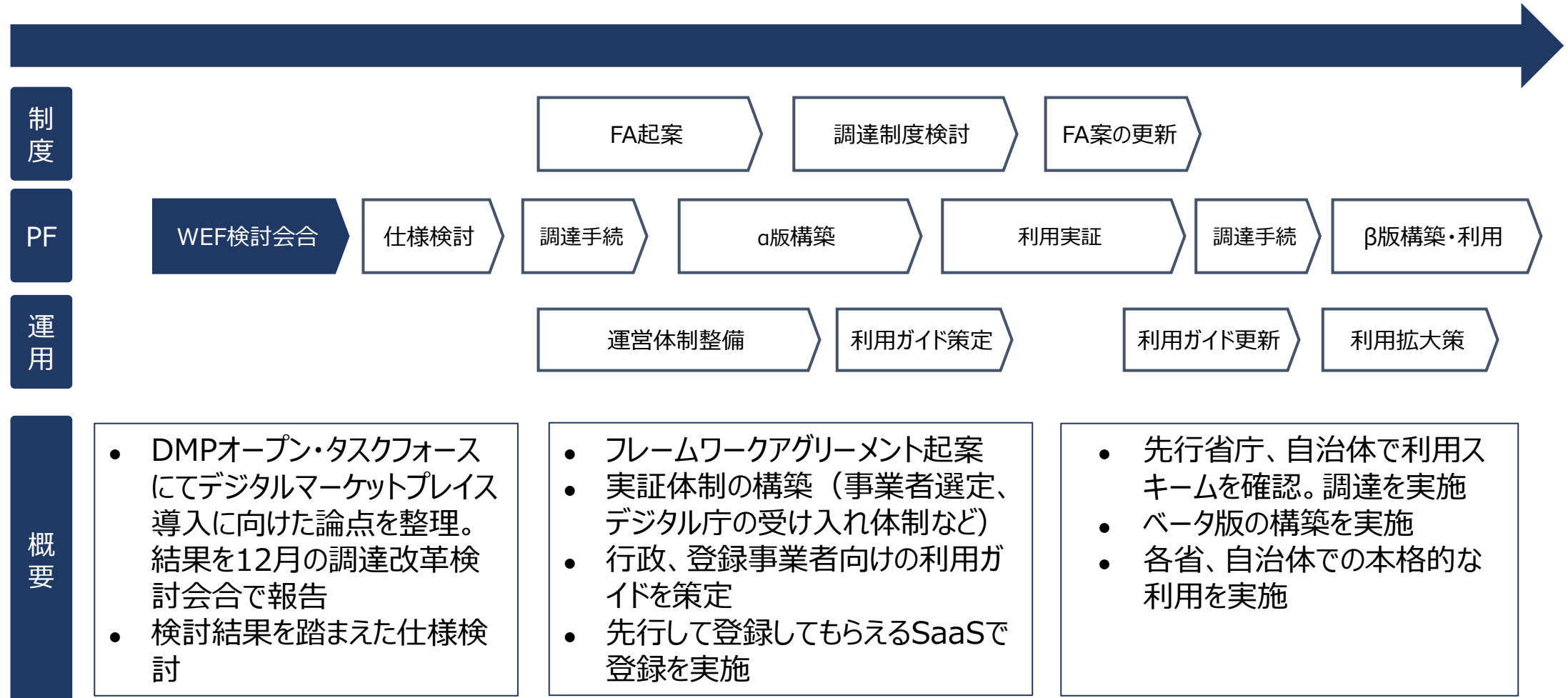
- DMPコミュニティの構築と運営。片手間ではなく**仕事として行う担当者をアサインする**。DMPのevangelistの募集、育成も同時に行う
- 行政機関のスタートアップ支援部署、調達部門、SaaS企業、アクセラレーター、政府系金融機関等による情報発信を促す

利用支援

- 適切な課題設定や、サービス選択の言語化等、**行政職員のDMP活用をサポート**
- DMPの検索性向上のための**調達仕様整理シート**の作成・提供や、**操作支援ツール**の提供

今後の進め方

- 行政機関のDX化やスタートアップの支援は喫緊の課題であるため、遅くとも2年後にはデジタルマーケットプレイスのβ版が全国で使われ始められるよう、検討を進めていただきたい



今後の進め方について

国・自治体でのDMP利用にあたっての制度対応

- DMPのスキームが国・自治体の制度上どのように解釈可能か、幅のある議論が必要
- 制度の見直しが必要と判断される場合でも、これを待たず現行制度の中で、DMPで調達可能な手法を検討すべきではないか

実用を想定したプロトタイプによる実証

- 本TFの提言を踏まえ、デジタル庁で最終報告書を取りまとめるとともに、これに基づき、来年度中に実際の利用を想定したプロトタイプ実証を行うべきではないか

実運用に向けたロードマップについて

- 制度見直しが必要と判断された場合には、そのタイミングからバックキャストして、上記の実証も含め、早期・着実にDMPが実施されるロードマップを整理すべきではないか
- その際、引き続き幅広いステークホルダーの意見を聴きながら整理を進めていくべきではないか

付録：DMP導入への期待（タスクフォースを通じた声）

行政側

- サービスの価格、仕様、契約条件が明示されており、それを比較すれば購買できるという点で調達の透明性の高め、迅速化することへの期待
- カテゴリに分けて調達のフレームワークを設けることで、必要なサービス単位での契約が可能となり、内製開発やアジャイル開発に対応しやすくなることへの期待
- 手続きの簡易化に伴い、中小ベンダーの登録が進み、新しい技術を持つベンチャー、中小企業への市場拡大、イノベーションの促進につながることへの期待

事業者側

- 一度審査を受けDMPへの登録が完了すれば、DMPを介して国内すべての行政機関、地方自治体へ販売チャンネルを獲得できることへの期待
- 都度の調達資格の審査等が不要になることで調達に関わるプロセスコスト低減を図れることへの期待

付録：DMPを導入する上での懸念点とその対応策

行政側の リテラシー 不足

- 現在の行政職員のリテラシーレベルでは、ふんわりとした要件定義しかできていないことが多く、DMP上でフィルタリングして検索することは難しい（事業者）
- 自治体はそもそも何を導入すればよいのかわかっていないのが課題（自治体、事業者）
- 自治体が地方議会でシステムを説明をする際に、議員のデジタルリテラシーの向上をどうするかが課題（自治体）

- **職員用のガイドラインの用意やトレーニングを実施する**
- **DMPの法令上の立て付けを明確にし、議員への説明コストを減らす**

選択の 公正性 担保

- 登録されたものの選定の際に「**なぜそれを選定したのか**」の公正性を担保できるかどうかは課題（行政）
- 買い手はあくまでも「人」なので、個人の能力・嗜好が選定に反映される可能性がある（事業者）

- **選定の際の基準をエビデンスとして残す**

負担 増大の リスク

- SaaSのようなセルフサーブ型のサービスでも、甚大なサポートを求められてしまうのではないかと（事業者）
- 過度な値下げ対応をSaaSサービスにも求められてしまうのではないかと（事業者）

- **SaaS事業者とリセラーとの契約を分け、サポートはリセラーに依頼する**
- **選定を始めた比較基準日を設け、過度な値下げ対応をできないようシステム上で担保する**



The Centre for the Fourth Industrial Revolution Japan

世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター